

2022年度第2回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨（要約）

- 1 日時 2022年2月10日（金） 10:00～11:50
- 2 場所 さぬき市辛立文化センター 集会室
- 3 出席者 【委員】 平野委員 木村委員 岡村委員 朝倉委員 多田委員  
田村委員 大山委員 國方委員 長田委員 喜岡委員  
中村委員 和田委員  
【事務局等】 大山市長 山下市民部長 山田人権推進課長 石原副主幹  
今井主査 和田館長 杉本相談員
- 欠席者 島崎委員 金子委員
- 傍聴者 0名
- 4 議題 議題1 「さぬき市人権・同和問題意識調査」について  
議題2 その他
- 5 会議の内容は、次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	2022年度第2回さぬき市人権擁護審議会を開催します。 はじめに喜岡会長から御挨拶を申し上げます。
(会長)	(会長挨拶)
(事務局)	続きまして、さぬき市長大山茂樹より御挨拶を申し上げます。
(市長)	(市長あいさつ)
(事務局)	それでは、審議会規則第5条第1項により、議長は会長が行うと定められておりますので、これよりの進行は会長にお願いします。
(会長)	それでは、議事に入る前に、会議の傍聴についてお諮りします。なお、会議につきましては、非公開とする案件でない限り、原則公開となっておりますが、本日は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためお控えいただいております。 本日の議題であります「さぬき市人権・同和問題意識調査」について事務局から説明をお願いします。
(事務局)	(事務局説明)
(会長)	事務局の説明に対してご意見がありましたらご発言、お願いします。
(事務局)	資料2の「外国人住民の方へ」という表現を「さぬき市内に住んでいる外国の方へ」と表現してはどうでしょうか。
(事務局)	表現方法を変更します。
(委員)	資料1の間13、女性の人権の設問についてです。常々、女性の人権を守らなければいけないことは承知していますが、女性を特別視されること自体が納得いかない所があります。男女共同参画という事での、女性を守るという言葉がどこかに一文あれば良いのかなと感じます。男性と女性とが一緒にしてなお女性が生きる道を守っていくというような言葉があればと思います。もう一点が、子どもの人権についてですが、前回は質

	<p>問しましたが、「思い合う」という言葉が大切ではないかと思います。次に、問24の選択肢に、「学校において、人権教育を充実する」とありますが、問22の選択肢に入っていないのはなぜでしょうか。人権・同和教育は子どもの時から大切だと思いますので、選択肢としてあっても良いのではないかと思います。さぬき市が学校において人権教育を充実するのであれば、問22に選択肢としてあっても良いのではないかと思いますので検討していただければと思います。</p>
(委員)	<p>質問を作る時に、出す側がどう理解しているかが大事だと思います。学校時代は人権の事は教わったが、社会に入るとだんだん薄れてくる、具体的な機会がなくなってくる状況の中で、これは人権の侵害に当たることのボーダーラインが薄まっていくのではないかと思います。人によっては人権の侵害と感じる人と感じない人がいます。その人の経験や見聞きしたその人の価値観で左右されると思います。調査をする際により具体的な設問を設けることによって、その人の価値観が図れるのかなと感じました。</p>
(事務局)	<p>女性の人権の設問についてですが、問の方法として「女性の人権を守る」という表現について検討します。男女共同参画の視点も含めた設問方法に変更出来るかどうか検討します。次に問22・24についてですが、問22については、社会教育の場面での問をイメージしております。学校教育の中で人権について教えている事が、社会に出た時に社会の色々な要因によってねじ曲がった知識に変えられている現状があります。そういった意味も含めて、学校教育で学んできたことがそのまま社会教育の中で繋がっていくために、社会教育の場でどのような啓発や取組をしたら良いのかという意味で設問を考えておりますので、学校教育に踏み込んだ内容をいれるイメージを持っていませんので、御理解いただければと思います。社会教育の内容であると記載し、設問として出すようにしていきたいと思います。それから、「思い合う」という表現ですが、再度教えていただけないでしょうか。</p>
(委員)	<p>問14、子どもの人権の設問で、「子どもの思いや考えが大切にされるなど、子どもの…」とありますが、「子どもの思いや考えが大切になれるなど、」の後に「思い合う」を入れてはどうでしょうか。</p>
(事務局)	<p>分かりました。検討します。</p>
(委員)	<p>先ほど、問22について社会教育を想定しているとの事でしたが、他の委員の方が言われていたように、事例が必要であれば設問の中に「職場で取り組む人権活動の事例」とありますが、「学校や職場で…」としてはどうでしょうか。出前講座を婦人会で受けていますが、講演で聞くより出前講座で受けた方がよく理解出来ます。学校の先生が子どもに教えていますが、出前講座を先生や保護者の方へも活用してはどうでしょうか。具体的な事例があるので分かりやすいと感じたので、「学校や職場で…」と表現してはどうかと感じました。</p>
(会長)	<p>学校教育と社会教育を分けて設問しているのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>問22については社会教育の場面を想定した問となります。出前講座も生活に身近な課題を実施しています。子どもに対してですが、一つの中学校で出前講座を実施しています。学校教育の中に社会教育の出前講座を実施していますので、一つのご意見として教育委員会と協議をし、今後検討していきたいと思います。</p>
(委員)	<p>社会教育のことについてであると理解していますが、学校を入れていた方が、良いかなと感じました。</p>
(会長)	<p>特に学校教育で何を期待するかの設問の中に入れてはどうでしょうか。それから、身</p>

<p>(事務局)</p>	<p>近な人権課題等については特に社会教育の中で設問に記載してはどうでしょうか。</p> <p>内容を整理し、検討します。設問する内容を具体的にしてはどうかのご意見についてですが、前回5年前に実施した調査より、表現として具体的に作成しております。今後、作成する際にはより具体性のある表現となるよう検討しますので、御理解いただければと思います。</p>
<p>(会長)</p>	<p>これまでのご意見について回答ありましたが、他にございますか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>設問の事例があれば回答しやすいのではないかと、参考資料として市内である事例があれば良いと感じます。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>全て具体化するの難しいですが、前回に比べて具体例を挙げて細かい表現にしております。イメージが湧きにくいという御意見もあるかと思っておりますので、再度見直しをして表現をもう少し具体的に出来る箇所があれば変更させていただきます。</p>
<p>(委員)</p>	<p>例えば副読本が資料としてあれば良いのではないのでしょうか。一つの判断材料になると思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>紙面の関係もありますので、今後検討します。</p>
<p>(委員)</p>	<p>問13の女性の人権についての設問ですが、男女共同参画の立場からお伝えします。確かに、女性だけが守られる存在ではないと思います。様々な不自由を受けている人がたくさんいると思いますが、世界の歴史や日本の歴史を見ていて男性と女性が対等に扱われる、権利が同じようになってから歴史的に日が浅いです。日本でも海外でも男女平等という考え方は長く浸透していません。日本でも女性が同じような立場で就職が出来る男女雇用機会均等法と言う法律が出来て30年程ではないかと思えます。そういった中で、確かに家庭の中で女性の力は強くなって来ていますが、全体の権利と見ると平等のはずなのに女性がひいているとか、会議でも女性が少ないとか、まだまだ対等と言える関係が築けていないのが現状です。後、DVや性犯罪の被害はもちろん男性もいますが、女性の方が圧倒的に多いという現状もあります。やはり、相談の窓口やシェルターは女性が利用する機会が多いのかなと思います。もちろん男性もゼロではないので、回答の中に「女性のための人権相談や…」とありますが、「女性のための」については削除しても良いのではないかと思います。判断については事務局にお任せしたいと思えます。後、最後に自由記述の欄がありますが、記載欄は大きくなりますか。他の調査で自由記述を記載している方が多かったですし、とても勉強になりました。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>調査する際は大きくします。</p>
<p>(委員)</p>	<p>問4の回答についてです。1と2の回答はどういった意図で記載しているのか気になりました。次に問18のLGBTについての回答に「認めたくない」とありますが、性の多様性を認めたくないのか、そういう人がいる事を認めたくないのか主語がはっきりしないのではないかと感じました。最後に、問25にたくさんの法律・宣言・条例が書かれています。これは意識調査ですね。知識調査のように感じました。名前を知っている人は多いと思いますが、内容まで深く理解している人はそんなにいないのではないかと感じます。行政としては、施策についての認知度を知りたいのだと思いますが、宣伝や啓発が足りなかったことを振り返るようにならないかと思えます。意識調査なので、知識も大事ですが、知識があるのと意識が高いのは違うような気がしますので、これほど沢山調べる必要があるのかと感じます。名前を知っている番号を書いてもらうのでも良いし、意識調査が啓発も兼ねている事を考えれば一つ一つについて説明をしてかなければならないのかなとも感じます。</p>

(事務局)	問4の回答ですが、伝えるのか伝えないかで回答を求めるのか検討します。問25についても内部で協議します。
(会 長)	例えば、「言いたいけれど躊躇する」というのが回答としてあっても良いと思います。
(市 長)	事務局としては、例えば電車の中で人に迷惑な行為をする人がいるとして、その場で言う、みんなの前で言うのと相手を刺激するので、後で言うという時系列を想定しているのではないのでしょうか。
(事務局)	その通りです。一度検討させていただきます。
(市 長)	目の前で言わず、そっと後で伝える方が効果がある、それが良いかどうかは別ですが差別の問題はそれでは一歩進めないのが、多少相手を傷付けることになっても、その場で伝えるのが大事だと思っています。その勇気を皆に持ってもらう事も同和問題を考える上で大事だと思っています。我々が一番間違っているのは、勇気を持って臨んでないんです。自分に不利益がかかるのではないかと思いはかって差別を見逃しているから、未だに差別が続いている原因の一つだと思うので、意識調査で聞く問題ではないかと思いますが、勇気を持って、例えば戦争はいけないと自分が困らない範囲で言っていると戦争は止まらないと思っています。意識調査ということであれば、事務局で判断していただければと思います。
(委 員)	子どものいじめの問題でよく出てくる議論ですが、いじめを受けた時にその場で抗議をするのが一番良い解決方法です。ところが自分では解決できない時に、誰かに相談をするという行動をする人もいます。それも抗議の一つで、自分ではその場では出来なかったこともありますから、学校で先生に相談に行く、家族に相談するなどそのままにしておかないという指導を子ども達にするとします。問4の設問であれば、差別的な言動が自分にされたわけですから、自分はその場で抗議をするのか、自分は出来ないけれども誰かに相談に行くとか色々な行動のパターンがあると思います。なので、1・2は抗議をする回答で時期を聞いているのではないかと思いますので、抗議をするかどうかを聞くのであれば、整理をした方が良いのかと思いました。
(事務局)	再度、検討します。
(市 長)	正解をこの場で決める調査ではないので、現実どうなっているかを我々は把握したいので、この設問で言えない人がいることを把握し、言えない人にどうすれば言えるようになるのか調査結果を取ると言う目的があると思うので、審議会で議論されることが良い事だと思います。
(事務局)	女性の表現の質問についてですが、高齢者や障害者等の回答項目についても整理して再度検討します。問18の「認めたくない」という回答についてですが、想定としてはあなた自身がどう思っているかを聞いていますから、あなたが性的少数者の方を認めたくないかという所を設問の意図としていますので、表現方法を追加します。
(委 員)	人権問題は、ある程度進んでいると思いますが、まだまだ未熟な所もたくさんあります。実際に困っている人が発言するまでもなく、寝た子を起こすなという同和地区の人がたくさんいます。そこに行政が入ってどのような確認をしたら良いか、これが専決問題だと思っています。結婚差別、就職差別を子どもがいる時に受けたらどのような生活が成り立っていくのか把握を先にしてから、こういった問題をしていくのが良いと思います。苦しんだ人は、発言出来ない人もいます。子どもや孫、ひ孫の事を考えて発言できない人もたくさんいますので、部落差別の問題は行政が行って欲しいと思います。皆さん方の協力を得て色々な事を解決して欲しいと思います。

(事務局)	今一度、私たちにできる事を考えた上で進めていきたい、色々な意識もあるとは思いますが、一人でも多くの人の意識が変わっていく事に努めていきたいと考えておりますので、今後とも御指導よろしく申し上げます。
(会 長)	部落差別の実態をしっかり行政が把握してもらいたいと言う事だと思います。
(委 員)	先生方と同じで、同和地区があるという現状を知らない先生がたくさんおられます。昔はそうではなく、ほとんどの先生が知っていました。
(会 長)	質問の回答としては、問9ではないかと思います。部落差別の実態がまだまだ理解されていないために、部落問題が軽視されているのではないかということは意識として、指摘できる問題ではないかと思います。回答に正しい知識と書かれていますが、差別の実態を世間があまり知らない為にはあり得ると思います。女性差別でも障害者差別でもそうですが、当事者の置かれている立場をどれぐらい世間が知っているのかはどの問題でも共通すると思います。御意見は問9に反映出来るように思いますがどうでしょうか。と同時に、部落差別の解消がどれほど進んでいるかをまだ知らない人が多いのが社会にはあります。差別が残っている理由として、実態を知らない人が多いのではないかの意見だと思いますので、反映出来ると思います。それでよろしいでしょうか。
(委 員)	はい。
(委 員)	過去の調査結果があるのではあれば、今回との推移を数字で見せるのも指標になると思います。
(事務局)	今回の設問の中に推移を記載していくことは難しいのですが、過去からの推移については、5年毎に調査を実施していますので、それも含めて報告書の中で記載出来るかと思えます。推移を見て市民の方が実態を知っているのか、どういった課題があるのかを見て啓発していかなければならないと思いますので、報告書の中で整理させてもらうようにします。
(会 長)	調査結果が出てみないと、経緯が逆向する場合もあり得るし、あるいはこれまでこうでしたからというのが回答の予断を与えとるか、誘導という風に取りられることも調査の中立性からはやはり慎重になるべきかと思えます。
(委 員)	20歳以上を対象に2,000人と書かれていますが、最近選挙権が18歳からなっていますが、20歳にした意義と、年齢の上限はないのでしょうか。例えば100歳の方にも送付されますか。
(事務局)	今まで行ってきた調査が20歳以上としておりました。内部でも18歳以上にするか、例えば25歳から35歳まで等考えましたが、今までの調査結果の推移を照らしていく為に今回は同じ条件でと考えております。上限については問の中にも70歳以上の方も設けております。こちらで抽出して送付するようになりますので、100歳の方に当たる場合もあるかもしれません。そういった場合には、ご家族の方、介護者の方にご支援をお願いしますという文章を入れております。
(委 員)	若い人の意見も大事だと思うので、どうなのかなと思いました。
(事務局)	おそらく、18・19歳の方は学校を出て、人権教育を学んでこられての意識なので、高い意識結果が出ると思うのですが、今回は20歳でさせていただいて、次回5年後の調査の時にはもう少し状況を見て考えるようにします。
(市 長)	よく分かるんですけど、こういった調査は前回、前々回と同じような条件で比較して、調査をした事が、調査を踏まえて何かをした事が、どういう風に反映されているのかという比較する意味もあるので、何年かしたらもう少し18歳が成人年齢という事が定着

	<p>すると思います。まだ成人式でさえ、18でなくてほとんどが、はたちのつどいという名称にしていますので、今回については20歳以上という事でベースを同じにさせていただいて、もう少し定着していけばおそらく次の調査からは新しい調査としての18歳というのを事務局でも考えていくと思うので、今回の年齢については20歳でよろしくをお願いします。</p>
(会 長)	<p>定着具合を見て、市民の言葉で言えば、他市の動向を見ながら次回からという事でよろしいでしょうか。</p>
(委 員)	<p>アンケートの中に、表が入っていると思いますが、回答する方の為に、線を引いて項目を分けて見やすいようにした方が良いと思います。もう一つ、問23ですが私も職場を離れて数年になるんですけど、会社員以外の人はなかなか研修会等に参加する機会に恵まれないと思います。問25にあるような研修に出席した事を聞くのかなと、先ほど説明を聞いておりますと、会社等々で受けた研修も含まれるとの事でしたが、回答する上で、会社の方が受けた人がどういう風に判断出来るのか、出来れば回答の中に「会社・勤務先等で研修を受けた」というのがあれば回答しやすいのではないかと感じました。</p>
(事務局)	<p>問23の設問方法として、もう少し具体的にどういった場面で研修を受けてきたかを付け加えたらと言う事だと思いますので、検討してみます。</p>
(会 長)	<p>通常は参加した事があるかないか、あるという方はどのようなものでしたか、主催者はどうでしたか、参加してどのような感想を持ちましたか、つまり開催効果(効果確認)を問います。参加した事がないという方は、なぜでしたか、これは今後の対策に繋がっていく。通常は立場上行っている行政主催の研修会あるいは、学校主催の為にPTA役員として立場上参加する方が多いと思います。また、その事務局も行政主催のものを念頭に置いていると思うので、それは不特定多数の市民にたくさん来てくださいということは念頭にないと思います。つまり、案内が行く対象限定となります。</p>
(事務局)	<p>啓発として、弱い所はそういった所に属さない、例えば農業されている方であるとか、そういった方への啓発がなかなか進んでいない事実があります。そういった所も拾いながら何が出来るかを見なければいけないと思っていますので、問23の質問の方法を見直すように考えます。</p>
(会 長)	<p>実際は縦割りになっていて、各団体別に主催してそこに案内した人が参加しているように現実はなっていると思います。設問者の意図としてはそこを改めていこうというのかどうかです。その辺りが今おっしゃった参加する側としてはいつも感じている事だろうと思います。他にご意見・ご質問はありませんか。もし何かございましたら、2月15日までにご意見をいただければと思います。</p>
(委 員)	<p>(質問・意見なし)</p>
(会 長)	<p>他に意見がないようですので、議題1について承認することに決定いたしました。事務局より「その他」として何かありましたらお願いします。</p>
(事務局)	<p>(事務局説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識調査のスケジュール等について</li> <li>・次年度人権擁護審議会の内容について</li> </ul>
(会 長)	<p>それでは以上で、本日諮問を受けていた議題についての審議を終わります。本日は、長時間にわたり御審議、御協力大変ありがとうございました。自分と違う意見が交わされる事によって、お互いが考えていたように思います。一つでも新しい事の発見や理解出来たことがあればと思います。</p>

<p>(市 長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。意識調査の内容についてご意見を伺いましたが、調査をした結果どういう風にすればいいのか議論が及びました。調査をし、実態が分かればそれで終わりではなく、実態が分かって初めて出発が出来るんだろうと思います。これからも出来るだけ、もらさないような調査をすると共にその結果を審議会の場で議論いただき、次回の調査までに調査する事項が少なくなるように、物事が進むように審議会においてご協力を賜りたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして、2022年度第2回さぬき市人権擁護審議会を終了します。ありがとうございました。</p>
<p>閉 会</p>	